



# 島根県報

平成25年9月6日（金）

号外 第 139 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 4

# 告 示

## 島根県告示第627号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町千酌1093番3地先から同1091番地先まで	前	メートル 10.30～12.50	メートル 15.50	松江県土整備事務所 不用物件発生 減幅 払下げ
			後	8.80	15.50	
"	出雲平田線	出雲市美談町古川797番1地先から同市東林木町1165番地先まで	前 A	3.00～6.00	1,300.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川改修に伴う付替 ダブルウェイ 仮設道設置
			後 A	3.00～6.00	1,300.00	
			B	3.00～6.00	1,300.00	
"	出雲路自転車道線	出雲市美談町古川797番1地先から同市東林木町1169番地先まで	前	2.70	1,250.00	出雲県土整備事務所 河川改修に伴う付替 拡幅 仮設道設置
			後	2.70～5.00	1,250.00	
"	"	出雲市灘分町1874番地先から同町1982番地先まで	前	2.80	464.00	河川改修に伴う付替 拡幅 仮設道設置
			後	2.80～3.30	464.00	
"	熱田インター線	浜田市熱田町511番1地先から同町194番1地先まで	前	46.50～123.90	253.40	浜田県土整備事務所 不用物件発生 減幅
			後	33.00～101.40	253.40	

〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町栄町 197番地先から同183番 地先まで	前	13.00～ 20.50	55.00	隠岐支庁県土 整備局	不用物件発生
			後	12.00～ 16.50	55.00		減幅 払下げ

## 島根県告示第628号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町今津小川86番1地先から同町西田三浦322番2地先まで	メートル 290.00	平成25年 9月20日	隠岐支庁県土整備局	